

第1章 はじめに

1-1 自転車ネットワーク計画策定の背景と目的

自転車は日常生活における身近な移動手段であり多くの人に利用されています。また、近年、健康増進への意識の高まりや、環境負荷の低い交通手段として自転車利用のニーズは一段と高まりを見せ、自転車が身近で有用な移動手段として重要な役割を担っています。しかし、自転車利用の高まりとともに、自転車に関連する事故発生件数も年々増加傾向にあり、全国的な問題として取り上げられています。

国土交通省と警察庁は平成24年に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を作成し、「自転車は『車両』であり車道通行が大原則」という観点に基づき、自転車通行空間として重要な路線を対象とした面的な自転車ネットワーク計画の作成方法や自転車通行空間の考え方について提示しています。また、平成29年5月には、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを基本理念とした「自転車活用推進法」が施行され、国、地方公共団体及び国民等の自転車活用推進に係る役割が示され、さらに、平成30年6月に基本理念に加え自転車の活用の推進に関して基本となる「自転車活用推進計画」を閣議決定し、自転車利用推進に向けた目標値を明確に示されており、地方公共団体も同様に多様な自転車利用推進が求められています。

しかしながら、本市ならびに沖縄県においては、移動手段のほとんどを自動車交通に依存しており、身近な移動手段である公共交通や自転車等の利用は低く、自転車を利用する人は、県内の他市と比べても低い傾向にあります。

今後、本市では、自転車の交通体系を支える移動手段のひとつとして位置付け、公共交通と連携した利用、近場への移動の際の利用、観光振興に寄与する利用を推奨したいと考えています。

これらを踏まえ、安全で快適な自転車通行空間を創出するため、自転車ネットワーク計画を策定し、誰もが安心して自転車を利用できる環境を整備することを目的とします。

1-2 自転車ネットワーク計画の位置付け

現在、うるま市において交通基本計画の検討を進めており、平成30年度に策定し、平成31年度に交通戦略の検討・策定を予定している。

うるま市において自転車に関連する上位計画は、勝連半島及び島嶼地域の観光に関する位置付けのみであることから、本計画の内容は観光の視点が大きく、今後、交通基本計画及び交通戦略において自転車の位置付けを考慮する必要がある。

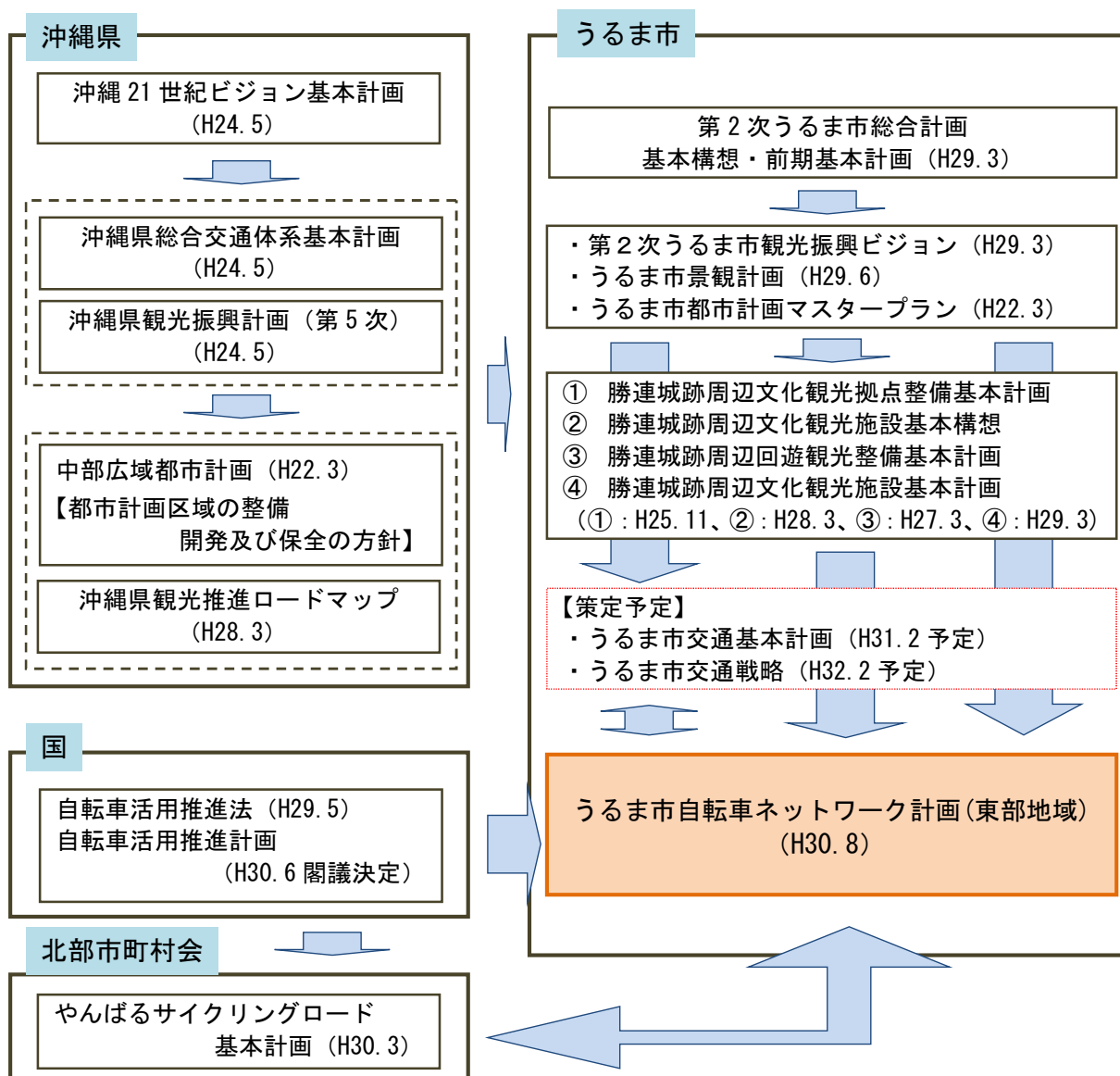


図 1-1 うるま市自転車ネットワーク計画の位置付け

1-3 自転車ネットワーク対象エリアの選定

1-3-1 エリアの考え方

自転車ネットワークエリアの選定では、計画を地域全体で一括策定する方法、もしくは、一定の地域内のエリアや自転車利用目的に応じて基幹となるルートを中心とした自転車ネットワーク等を対象とし、段階的にネットワーク計画を拡大する選択がある。

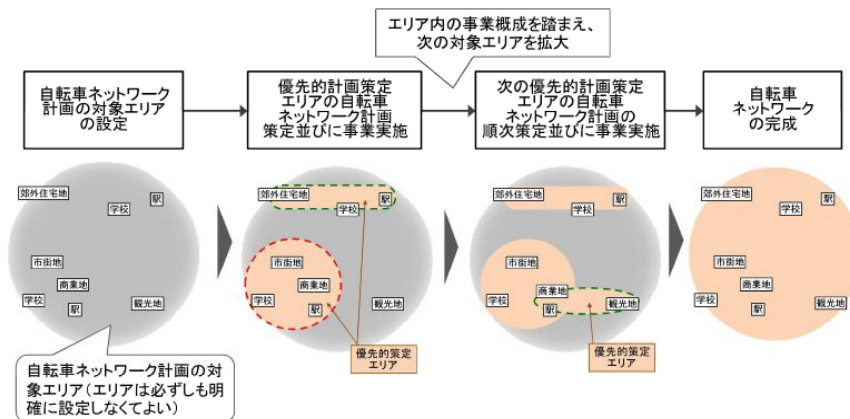


図 1-2 段階的な計画策定イメージ

出典；安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン H27.7

1-3-2 自転車ネットワークエリアの選定

本市の自転車ネットワーク計画のエリアは、うるま市の観光を主目的にスタートするため、うるま市の東部エリア（勝連半島・海中道路・島しょ地域）を選定する。

今後は、うるま市交通基本計画及び交通戦略策定後に、東部エリア（勝連半島・海中道路・島しょ地域）から、うるま市全体、近隣市町村へと繋がる自転車ネットワークを目指す。

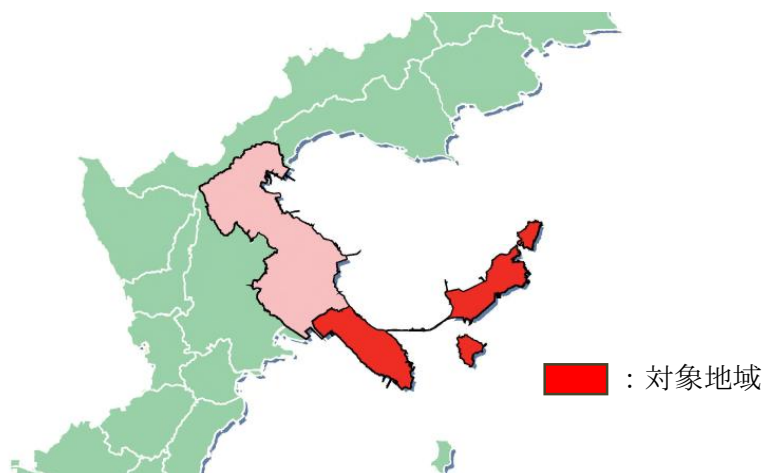


図 1-3 自転車ネットワーク計画対象地域

1-4 東部地域における自転車ネットワーク計画

うるま市の東部地域には、世界遺産勝連城跡、海中道路、島しょ地域などの優れた自然景観、文化財、多くの観光資源が点在し、それらを活かした観光・リゾート産業の推進を図っている。

うるま市が文化・観光の拠点として位置付けている世界遺産勝連城跡を核とした、勝連半島、海中道路、島しょ地域を周遊する観光振興に資する自転車ネットワーク構築をもとに、さらには日常生活における身近な交通手段であり、環境負荷の低い交通手段として地域住民も日常利用できる自転車利用環境の向上を図るため、自転車ネットワーク計画を策定することを目的とする。

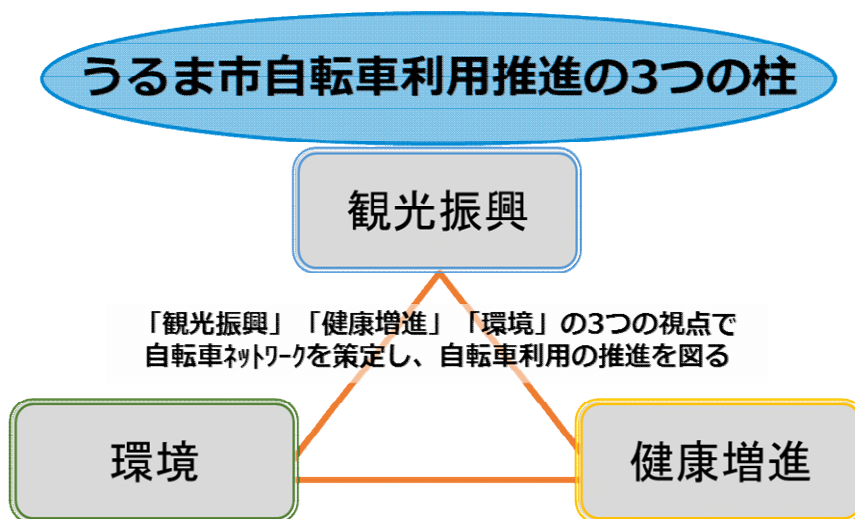


図 1-4 自転車利用推進